

# ⑨ 医療費が高額になりそうなとき ～ 高額負担を抑える（窓口負担の軽減方法）～

大きなけがや病気で医療機関を受診したとき、原則 3 割とはいえ窓口負担は高額となります。



医療機関等での支払いが高額な負担となる場合、オンライン資格確認(令和 5 年 4 月から原則義務化)の対応医療機関では、**マイナンバーカードや保険証を提示して本人が同意することで所得に応じた限度額までに窓口負担を抑えることができます。**対応していない医療機関等では、健保組合に事前に申請して交付される「限度額適用認定証」が必要となります。

70～74 歳(高齢受給者)の方で現役並み所得Ⅱ・Ⅰに該当される方についても「限度額適用認定証」の申請が必要となります。



外来でも  
使えます

## ◆「限度額適用認定証」の交付を受けるには

「限度額適用認定証」の交付には、申請書を郵送していただく必要があります。

医療費が高額になると見込まれる際には事前に交付を受け、保険証と一緒に提示しましょう。



## ◆付加金の申請を忘れずに！

法定給付といわれる高額療養費のほか、当組合では皆さんの自己負担をさらに軽減する独自の「付加給付」制度があります。

**限度額適用認定証を使用した際でも、付加金については申請が必要**となりますので忘れないようにしましょう！

ただし、市区町村の助成金等と重複して給付は受けられません。

【付加金に該当しないもの】

入院時の差額ベッド代等の保険適用外のもの・入院時食事療養費の標準負担額

## 医療費のお知らせ

番号 1234

続柄	生年月日	診療年月	日数	診療区分	医療機関	医療費の総額	医療費の内訳			給付区分
							健保組合が支払った額	国・市町村が支払った額	あなたが窓口で支払った額	
<b>令和05年03月分</b>										
本人	S57/06/20	R04/12	1	1	医科外来	〇〇〇〇外科医院	1,240	868	0	372 ※
本人	S57/06/20	R04/12	3	3	医科入院	〇〇〇〇外科医院	184,000	128,800	0	55,200 ※
本人	S57/06/20	R04/12	2	2	医科外来	〇〇〇〇眼科	5,290	3,703	0	1,587 ※
子	H20/05/10	R04/12	2	2	調剤	□□□□薬局	6,180	4,326	0	1,854
子	H20/05/10	R04/12	2	2	医科外来	〇〇病院	4,330	3,031	0	1,299
子	H29/09/20	R04/12	1	1	調剤	□□□□薬局	2,920	2,336	0	584
子	H29/09/20	R04/12	1	1	医科外来	〇〇耳鼻咽喉科医院	4,330	3,464	466	400
令和05年03月分合計							208,290	146,528	466	61,296
総合計							208,290	146,528	466	61,296

戻る

付加金の目安を「医療費のお知らせ」で確認できます。

当組合ホームページの「医療費のお知らせ」からログインして、ご活用ください。

S・・・昭和  
H・・・平成  
R・・・令和

東京薬業健康保険組合  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-2  
審査課 ☎ 03(3581)1239

